

ID: 143

担当部署: 農政課

<b>処分の概要</b>	許可事項の変更の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町農村環境改善センター規則 第4条(第9条において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	昭和58年規則第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (使用の変更)</p> <p>第4条 使用者は、使用の内容を変更しようとするときは、その旨を町長に申し出てその許可を受けなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日